

都市計画マスタープラン及び
景観計画の策定状況について

生駒市都市計画マスタープラン及び景観計画策定委員会 委員名簿

平成22年6月25日現在

選出区分	氏 名	選出母体・役職	備 考
会 長	増 田 昇	大阪府立大学大学院教授 都市計画審議会会長	
副 会 長	久 隆 浩	近畿大学教授 総合計画審議会会長代理	
	田 中 み さ 子	大阪産業大学准教授 都市計画審議会委員	
学 識 経 験 者	松 村 暢 彦	大阪大学大学院准教授	
	今 井 良 広	元アジア防災センター研究部参事 (国際復興支援プラットフォーム事務局復興専門官)	
	下 村 泰 彦	大阪府立大学大学院准教授 緑の市民委員会副会長	
	嘉 名 光 市	大阪市立大学大学院准教授	
団 体 代 表	井 上 良 作	生駒市農業委員会副会長	
	大 原 暁	生駒商工会議所専務理事	
	城 山 英 章	生駒市自治連合会代表	
	樽 井 雅 美	元環境基本計画策定委員会委員	
	戸 川 和 良	近畿日本鉄道(株)専務取締役	
	福 本 良 平	奈良県建築士会会長	
公 募 市 民	荒 井 尊 弘	公募市民	
	植 田 冽	公募市民	
	大 西 健 夫	公募市民	
	筋 原 祐 子	公募市民	

都市計画マスタープラン専門部会

委員名簿

平成22年6月25日現在

選出区分	氏 名	選出母体・役職	備 考
部 会 長	田 中 み さ 子	大阪産業大学准教授 都市計画審議会委員	
副 部 会 長	松 村 暢 彦	大阪大学大学院准教授	
学 識 経 験 者	今 井 良 広	元アジア防災センター研究部参事 (国際復興支援プラットフォーム事務局復興専門官)	
団 体 代 表	井 上 良 作	生駒市農業委員会副会長	
	城 山 英 章	生駒市自治連合会代表	
	戸 川 和 良	近畿日本鉄道(株)専務取締役	
公 募 市 民	荒 井 尊 弘	公募市民	
	筋 原 祐 子	公募市民	

景観計画専門部会

委員名簿

平成21年10月23日現在

選出区分	氏 名	選出母体・役職	備 考
部 会 長	久 隆 浩	近畿大学教授 総合計画審議会会長代理	
副 部 会 長	下 村 泰 彦	大阪府立大学大学院准教授 緑の市民委員会副会長	
学 識 経 験 者	嘉 名 光 市	大阪市立大学大学院准教授	
団 体 代 表	大 原 暁	生駒商工会議所専務理事	
	樽 井 雅 美	元環境基本計画策定委員会委員	
	福 本 良 平	奈良県建築士会会長	
公 募 市 民	植 田 冽	公募市民	
	大 西 健 夫	公募市民	

都市計画マスタープラン及び景観計画策定の経過



都市計画マスタープラン の策定状況について

○ 策定委員会から専門部会への附議事項について

第3回策定委員会において、都市計画マスタープラン専門部会に対して附議された事項としては、以下の2点に留意した、都市計画マスタープランの見直し検討作業となっている。

- ・ 都市計画マスタープランにおいて検討すべき方向性について
 - ・ 計画策定に向けて基本的な考え方
 - ①生駒らしさや生駒の個性と特色を明確化する
 - ②協働としての公の役割、民の役割をどのような戦術・戦略で進めるか
- ※これらを踏まえ、策定委員会において提案された主要課題について、さらに踏み込んで議論する。

○ 都市計画マスタープラン専門部会での議論の経過

1 都市計画マスタープランにおいて検討すべき方向性について

第1回都市計画マスタープラン専門部会において、この専門部会において検討していくべき内容についての整理や、検討していくべき方向性についての議論を行った。

第1回 都市計画マスタープラン専門部会の内容

- ・ 都市計画マスタープランとは何か
- ・ なぜ都市計画マスタープランを策定する必要があるのか
- ・ 他の上位計画との関係と位置づけについて
- ・ なぜ見直しが必要なのか
- ・ 都市計画マスタープランで何を決めるのか

(1) 都市計画マスタープラン見直しの必要性について

今回、「都市計画マスタープラン」を見直す必要性について、各委員の認識を共通なものとするための説明及び議論を行った。

都市計画マスタープラン見直しの必要性について

- 現計画策定時点以降の社会環境変化に対応した、見直しの必要性
- 上位計画である「生駒市総合計画」の策定に伴う、見直しの必要性
- 上位計画である「奈良県都市計画区域マスタープラン」の改定に伴う、見直しの必要性

(2) 専門部会における作業の進め方について

「都市計画マスタープラン」において定めるべき事項やその考え方について、専門部会の各委員の認識を共通なものとするための説明及び議論を行った。

今回、「都市計画マスタープラン」を見直すにあたって、専門部会での進め方としては、はじめに全体構想の部分である将来像や目標などについて、概ねの方向性を定めた上で、その後具体的な土地利用計画や市街地整備、都市施設整備の方針について、現在の問題点等を基に検討作業を行っていくこととした。

また、地域別構想については、この都市計画マスタープラン専門部会において各地域の特色を全部把握して細かい内容を決めていくことは困難であることから、具体的な内容については今後各地域において考えていただくこととし、都市計画マスタープラン専門部会においては、地域における方向性や、体制作りについて議論を行っていくこととした。

一方、まちづくりの実現化の方針については、市民の力を借りないと実現できないものであることから、その仕組みや施策面についてを策定作業の終盤で検討していくこととした。

2 将来人口推計について

第2回 都市計画マスタープラン専門部会では、既に策定委員会において提案されていた主要課題について、生駒らしさや個性、特色を踏まえ検討していくため、社会環境変化のうち将来人口の推計について、第5次総合計画策定における人口推計及び現在奈良県で実施している線引き見直し作業における人口推計を参考に、都市計画マスタープラン見直しの前提となる将来人口推計の整理を行った。

(1) 総人口の見通し

本市の将来の総人口は、今後社会動態がゼロ（転入と転出が均衡）で推移すると、少子化の影響で計画期間の当初から自然動態（出生・死亡の差）がマイナスに転じるため、次第に減少していくことが見込まれる。

本市の平成32年（2020年）における総人口については、過去の人口動態を踏まえつつ、今後の少子・高齢化の進展を想定し、さらに、本市における計画期間中の住宅開発計画や子育て・勤労世代の定住を促すための政策的な取組を総合的に考慮して、新たな住宅開発や政策的な取組によって社会動態（転入・転出の差）がプラスで推移することを想定し、現状の人口規模から微増した水準のおおむね121,000人とする。（本計画で想定する総人口及び世帯数の中に、学研高山地区第2工区への転入等は含まれません。）

(2) 年齢別人口構成の見通し

本市においては今後急速に高齢化が進展する状況にあり、平成20年（2008年）において19.1%の老年人口比率（65歳以上）は、平成22年（2010年）には20.3%、平成32年（2020年）において26.6%となる見込みである。

また、年少人口比率（14歳以下）は、上記の期間において、14.5%から11.8%へ減少、生産年齢人口比率（15～64歳）は、66.6%から61.7%へ減少する見込みである。

3 まちづくりの目標の方向性について

まちづくりの目標を定めていくため、これらの前提を踏まえ、第3回策定委員会において提示されたまちづくりの主要課題について、「①生駒らしさや生駒の個性と特色、②協働としての公の役割、民の役割」を踏まえ、第2回及び第3回の専門部会において議論・検討を行い、次ページのとおり「まちづくりの目標を定めていくためのキーワード」として取りまとめた。

なお、第4回専門部会において、都市計画マスタープランにおけるまちづくりの考え方（将来像と目標）案として設定した前項の内容については、今後議論が進んでいく中で再度フィードバックし、最終的な目標設定を行っていく。

これまでの議論を踏まえた、まちづくりの目標検討のキーワード集について

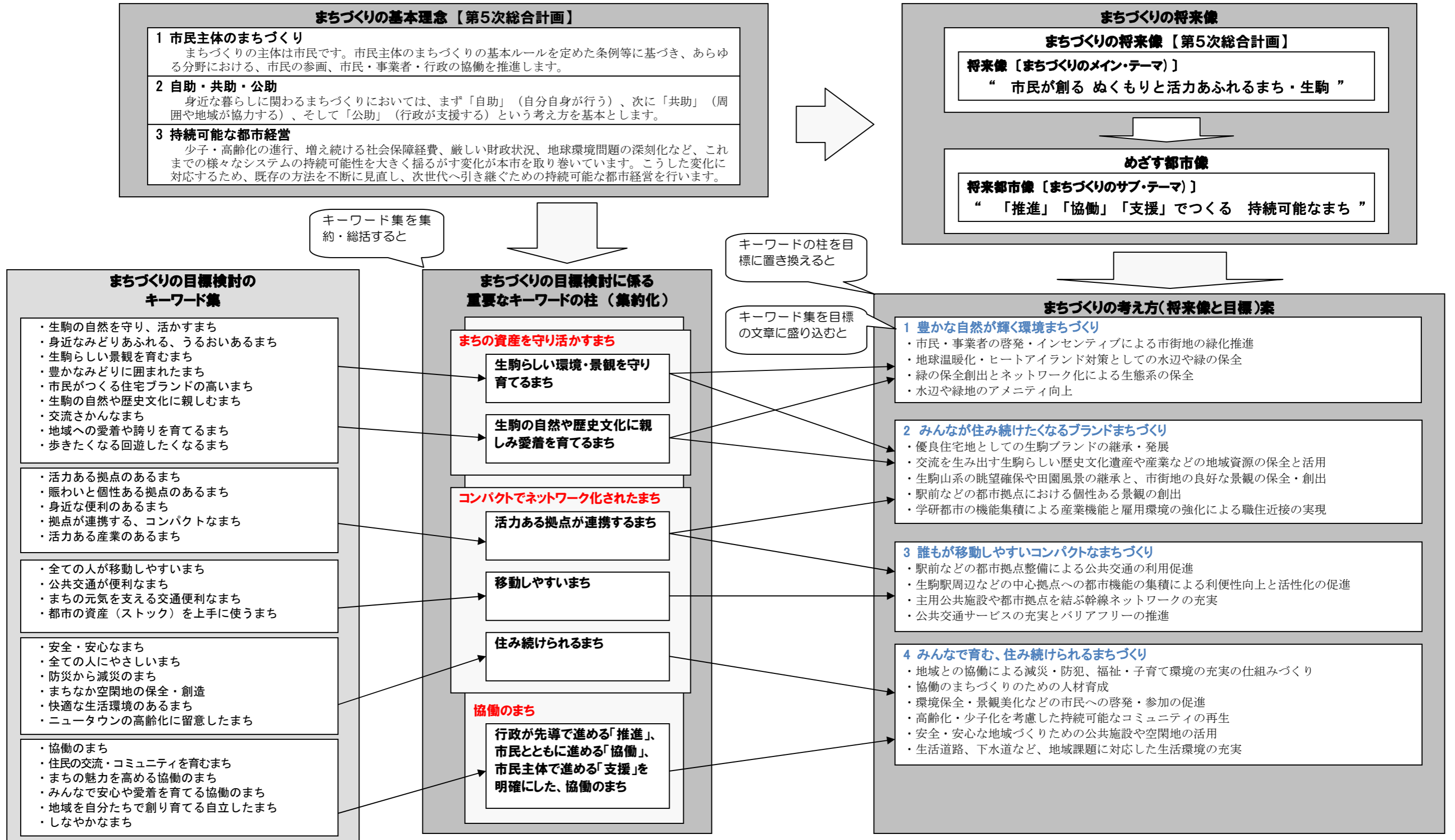
これまでの議論等を踏まえた、踏まえるべき「まちづくり方向」のあり方			
目標検討の視点案(主要課題関連) (現況、市民意向、環境変化等に基づく)	専門部会での主な意見	行政の考えるまちづくり	まちづくりの目標検討の キーワード集
<p>■生駒の自然(みどり)を守り、活かすまち</p> <ul style="list-style-type: none"> 山林・水辺・田園等の環境の保全と活用 生駒らしい、山並み・眺望景観の保全 地域資源を活かした景観整備 <p>■身近なみどりあふれる、うるおいあるまち</p> <ul style="list-style-type: none"> まちなかの緑化推進 身近な緑を増やし、質の高いまちなみ景観の形成 公園・緑地のネットワーク化 <p>■みどりに囲まれた質の高い生駒ブランドの住宅地</p> <ul style="list-style-type: none"> 自然や緑豊かな住宅地としてのブランド強化 <p>■生駒の歴史文化を育み、活かすまち</p> <ul style="list-style-type: none"> 多彩な歴史文化資源の保全 歴史文化資源を各地域の活性化に活かす取組強化 地域の観光交流資源のネットワーク化と観光・交流人口の増大 	<ul style="list-style-type: none"> 質の高い住環境を、次世代に向けていかに形成していくかが重要 そのためには、住環境のメンテナンスが重要であり、いかに住民の力を引き出し、住宅地の資産価値の向上を図っていくかが重要 単なる住宅都市にとどまらず、交流人口として、いかに生駒市に来てくれる人を増やしていくか、も重要 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の特性を踏まえたまちづくりを進める 中心市街地などで電線類の地中化や良好な街並み形成による美しいまちにする 里山、農村の自然環境を保全し、居住と調和した環境づくりを行う 歴史や文化などのまちの資産や古くから伝わるものを活かし、新しいものと調和したまちにする 	<ul style="list-style-type: none"> 生駒の自然を守り、活かすまち 身近なみどりあふれる、うるおいあるまち 生駒らしい景観を育むまち 豊かなみどりに囲まれたまち 市民がつくる住宅ブランドの高いまち 生駒の自然や歴史文化に親しむまち 交流さかんなまち 地域への愛着や誇りを育てるまち 歩きたくなる回遊したくなるまち
<p>■拠点が連携する賑わいあるまち (コンパクトなまち)</p> <ul style="list-style-type: none"> 中心拠点の商業等広域魅力強化、高質景観形成 各地域の特色ある身近な商業サービス等機能の充実 コンパクトシティ(機能集約的な都市) <p>■活力ある産業のあるまち</p> <ul style="list-style-type: none"> 学研都市の活性化、企業誘致の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 将来の人口減少を考えると、中心部において、交通利便性が高く都市機能集積も高いメリットを活かし、住宅、都市機能の集約や、それと公共交通の充実を図っていくことが重要 生駒駅前の整備推進が望まれる 道路交通が脆弱 	<ul style="list-style-type: none"> 日々の暮らしを歩いて暮らせるまちにする 産業の育成、企業の誘致、地産地消の促進により自立し活力あるまちにする 中心市街地など都市拠点に人が集まり、賑やかで元気のあるまちにする。 	<ul style="list-style-type: none"> 活力ある拠点のあるまち 賑わいと個性ある拠点のあるまち 身近な便利のあるまち 拠点が連携する、コンパクトなまち 活力ある産業のあるまち
<p>■拠点を連携する交通ネットワークの形成 (移動しやすいまち) (交通利便性を活かしたまち)</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共交通利用環境の維持・充実 駅周辺のバリアフリー 主要道路網の整備 駅周辺の駐車・駐輪対策の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 交通利便性が高いことから、周辺都市の質の高い教育環境を享受しやすいなど、交通利便性の高さを活かしていくべき 	<ul style="list-style-type: none"> 自家用車に頼らず歩いて暮らせるまちにする まちの基盤や資産を上手に使い、大切に育てるまちにしたい すべての人が自由に行動できるユニバーサルデザインのまちにする 	<ul style="list-style-type: none"> 全ての人が移動しやすいまち 公共交通が便利なまち まちの元気を支える交通便利なまち 都市の資産(ストック)を上手に使うまち
<p>■安全・安心なまち</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害に強いまち 高齢者の居住継続の支援充実 若年層の定住促進や子育て支援機能の充実 <p>■快適な生活環境のあるまち</p> <ul style="list-style-type: none"> 身近な道路、下水道、公園・広場等の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 防災まちづくりには減災の視点が重要 みどりの景観保全是、環境保全・共生や、安全・安心なまちづくりにも有効 ニュータウンの高齢化に十分留意しつつ、居住継続可能なまちづくりが重要 将来の地区別人口減少や高齢化に十分留意すべき 	<ul style="list-style-type: none"> 防災機能が強化されたまち 災害発生時の応急体制が充実した、被害が最小限となる減災のまち 犯罪などが起こりにくい、安心して住める危険の少ないまちにする。 	<ul style="list-style-type: none"> 安全・安心なまち 全ての人にやさしいまち 防災から減災のまち まちなか空閑地の保全・創造 快適な生活環境のあるまち ニュータウンの高齢化に留意したまち
<p>■協働のまち</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民自治の推進 協働の活性化、活発な地域まちづくり活動 協働のしくみづくり 自然環境・景観を守る仕組みづくり みんなで、まちの美を育むまち 	<ul style="list-style-type: none"> 「協働」のまちを強調すべき 住民参加や住民自治の促進には、地域のコミュニティづくりが重要 新旧住民の交流連携促進が必要 柔軟性、弾力性に富んだ都市づくり(しなやかなまちづくり)が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 自らの地域に対する住民の意識が高い、自立したまちにする 	<ul style="list-style-type: none"> 協働のまち 住民の交流・コミュニティを育むまち まちの魅力を高める協働のまち みんなで安心や愛着を育てる協働のまち 地域を自分たちで創り育てる自立したまち しなやかなまち

まちづくりの考え方（将来像と目標）案 について

先の「目標検討のキーワード集」および「第5次総合計画の基本理念案」を踏まえると、「まちづくりの目標検討に係る重要なキーワードの柱」は、以下のように整理されます。

この、「まちづくりの目標検討に係る重要なキーワード」を踏まえつつ、「まちづくりの目標」を、以下のような柱立てで設定します。

「まちづくりの将来像」については、「第5次総合計画の将来像案」を踏まえつつ、「まちづくりの目標」によりめざす「都市の将来イメージ」を表現するものとして、以下のように「将来の都市像」を設定します。



4 将来都市構造について

第4回都市計画マスタープラン専門部会では、まちづくりの考え方（将来像と目標）案を踏まえ、「**まちの資産を守り活かすまち**」と、「**コンパクトでネットワーク化されたまち**」のそれぞれに留意した都市構造の方針を整理し、「将来都市構造図（案）」についての検討を行った。

「まちの資産を守り活かすまち」に留意した都市構造の方針

自然環境に囲まれた、緑あふれる都市環境づくり

【市街地ゾーン】

ゆとりある市街地環境を保全し、環境負荷に配慮した、緑あふれるコンパクトな都市形成を図ります。

【緑地ゾーン】

生駒市のシンボルである生駒山地や矢田丘陵などの緑地については、自然環境の保全を基本としつつ、市民のやすらぎ・うるおいの空間としての活用を図ります。

【田園ゾーン】

農地や既存集落などの田園地帯については、人の食を支える場所として、都市近郊型農業の振興を図るとともに、ゆとりとうるおいを醸し出す貴重な緑地空間として保全・創出を図ります。

生駒の自然・歴史文化に親しむ交流環境づくり

【緑水軸】

地形的には、周囲を緑豊かな山地・丘陵に囲まれ、その間を流れる富雄川と竜田川の二つの水系が南北方向の軸となる都市構造になっているため、自然環境を活用した、うるおいのある緑水軸を形成するとともに、緑水軸と公園緑地拠点・歴史文化拠点等を連携する、快適な歩行者ネットワークの充実を図ります。

【公園緑地拠点・歴史文化拠点】

市内に点在する主な公園緑地や歴史文化資源は、市内外の観光・交流人口の増大を図る拠点として、魅力ある環境形成を図ります。

「コンパクトでネットワーク化されたまち」に留意した都市構造の方針

拠点が連携するコンパクトな都市づくり

【都市拠点・中心拠点】

本市の玄関口である近鉄生駒駅周辺地域を中心拠点としつつ、隣接する東生駒駅周辺地域と連携した都市拠点を形成し、生駒駅前北口再開発事業等によって様々な都市機能の集積を図ります。

【地域拠点】

生駒市は南北に長い都市であることを考慮し、主要駅周辺地区は、鉄道利用利便性を活かしつつ、住民の利便性を高めるため、各駅周辺における地域・地区の生活サービス・交流・居住等機能の充実と、駅周辺の歩きたくなる歩いて暮らせるまちづくりを図ります。

特に、学研奈良登美ヶ丘、学研北生駒、東生駒の各駅は、都市拠点を補完する商業・交流等の機能強化を図ります。

【産業・学術研究拠点】

既存の学研都市および北原工業団地を中心に、学術・研究・業務機能等の集積を図るとともに、学研高山地区第2工区については、地域の状況や社会経済環境、関係者の意向等を踏まえて、「自然環境との共生」を軸とした適切な土地利用の配置・誘導に努めます。

すべての人が移動しやすい交通環境づくり

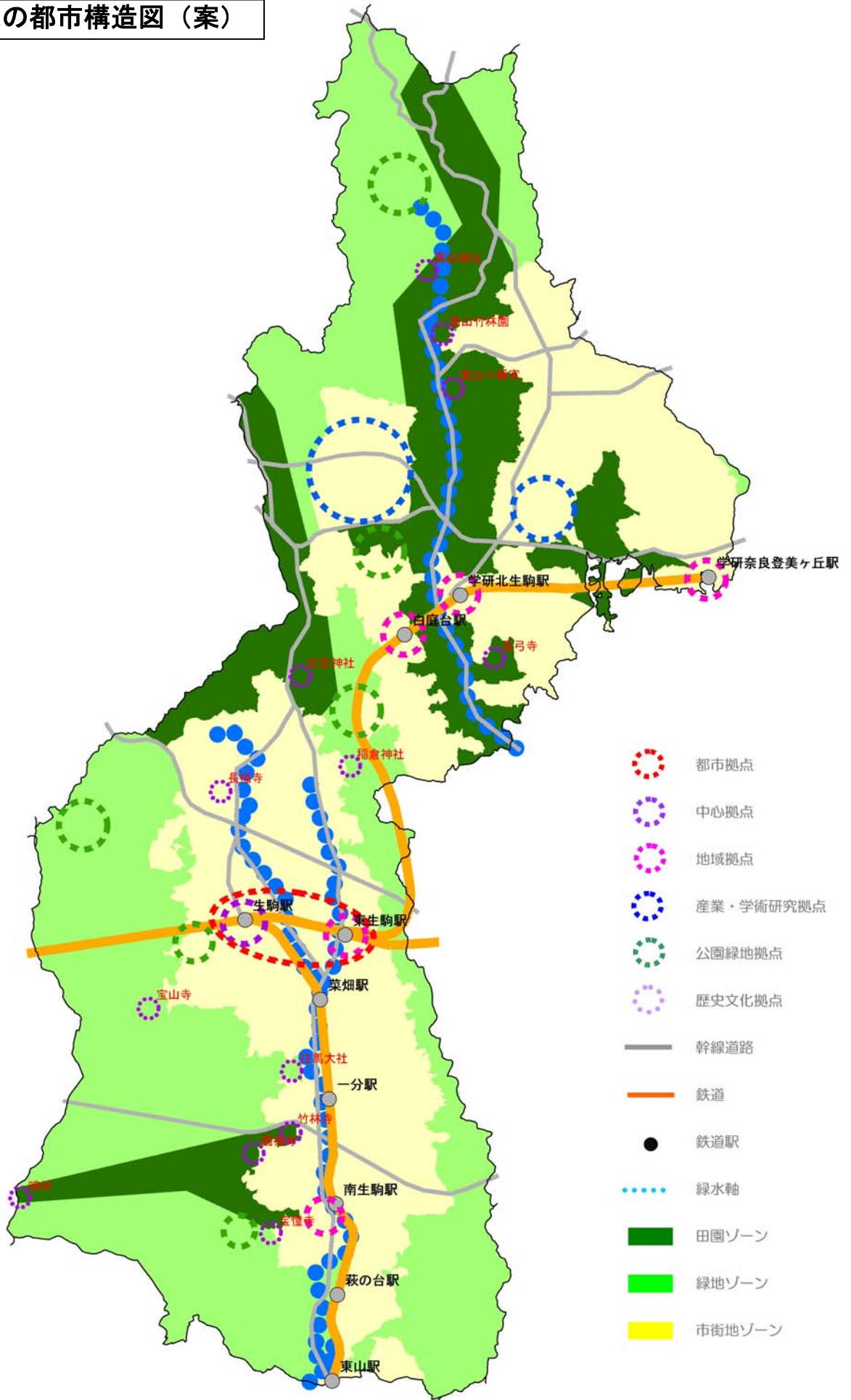
【鉄道軸・幹線道路軸】

道路整備等により南北方向のネットワークの強化を図るとともに、鉄道利用の利便性を活かした拠点（中心拠点・地域拠点）を中心とする公共交通を利用しやすい環境づくりを進め、都市活動の促進を図ります。

【交通結節点（鉄道駅）】

鉄道駅を中心に公共交通を利用しやすい環境づくりを進めるとともに、各駅の機能に応じ、身近な交流活動が行われるような環境づくりを進めます。

将来の都市構造図（案）



○ 今後の予定

都市計画マスタープランにおける構成からみた、今後の検討内容については、次のようになる。

全体構想

- ① 都市づくりの考え方
 - ・ 将来像（テーマ）
 - ・ 都市づくりの目標
 - ・ 将来人口フレーム
 - ・ 将来都市構造
 - ② 都市整備の基本方針
 - ・ 土地利用
 - ・ 市街地整備
 - ・ 都市施設整備（交通・公園・下水・河川など）
 - ・ 都市防災
 - ・ 環境・景観形成 など
- * 評価指標の検討

地域別構想

- ① 地域設定
- ② 地域別まちづくり方針
 - ・ 地域の概況と課題
 - ・ 地域の将来像・目標
 - ・ 目標実現のための地域まちづくり方針

実現化に向けて

- ① 市民参加によるまちづくりの方針
- ② 計画に基づく都市行政の推進の方針

など

**景観計画
の策定状況について**

○ 策定委員会から専門部会への附議事項について

第3回策定委員会において、景観計画専門部会に対して附議された事項としては、以下の2点に留意した、景観計画の策定作業となっている。

- ・ 良好な景観形成の方針について
- ・ 生駒市の景観計画をどのように策定すればよいのかを内容までを踏み込んで議論する

○ 景観計画専門部会での議論の経過

1 景観計画の考え方について

第1回専門部会で「景観計画の策定について」の研修を行った後、景観計画の構成をどのようにするか議論を行った。景観計画の策定案としては次のとおり

- (1) 既計画（景観形成ガイドプラン、景観形成基本計画）を基に景観法第8条※に基づく景観計画を策定。
- (2) 既計画（景観形成ガイドプラン、景観形成基本計画）を合体させ、景観計画を盛り込む。
- (3) 時間をかけ、一から景観形成基本計画を策定し、景観計画を盛り込む。

※景観計画で定める内容は景観法第8条に示されており、以下に示すような必須事項と選択事項があります。

景観計画に定める事項

必須事項	
景観計画区域	景観計画の計画区域。都市計画区域に限らず、農地や山林を含めて良好な景観の保全・形成上必要な範囲を幅広く指定することができる。
景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針	景観計画区域において、良好な景観を形成するために定める方針。課題や景観特性などを踏まえて、良好な景観形成の方向性を示す。
良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項	良好な景観を形成するため、届出の対象となる行為（届出対象行為）について、行為の制限の基準（景観形成基準）を定めるもの。※届出対象行為については第16条で規定
景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針	良好な景観形成に資する重要な建造物（建築物および工作物）と樹木を指定し、積極的に保全するもの。 なお、景観法よりも厳しい規制が課せられている国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物などは適用除外となっている。
選択事項	
屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項	景観を構成する大きな要素である屋外広告物について、その表示や設置に関する基準等を定めるもの。
景観重要公共施設の整備に関する事項	景観に大きな影響を与える道路、河川、都市公園等の公共施設について、周辺地域を含めた良好な景観形成を行うため、その整備に関する事項を定めるもの。
景観重要公共施設の占用等の基準	景観重要公共施設について、景観上の特性を維持、増進するために必要な占用等の許可の基準を定めるもの。
景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項	農業振興地域において、各地域の魅力ある景観を保全・創出するために必要となる基本的な事項を示すもの（景観農業振興地域整備計画の内容を記述するものではない）
自然公園法の許可の基準	景観計画区域と国立・国定公園の区域の一部が重複する場合に、国立・国定公園の特別地域等で行われる自然公園法の許可が必要な一定の行為について、景観計画において、良好な景観の形成のために必要な上乗せの許可基準を定めることができるというもの。

2 景観計画の策定案について

景観計画の構成を検討する上で、生駒市の景観がどのような規制で守られてきたかを、部会内の共通認識とする必要がある。

そのため、第2回及び第3回の専門部会において、以下の内容について改めて研修を行った。

第2回景観計画専門部会

- ・景観と都市計画の関係について

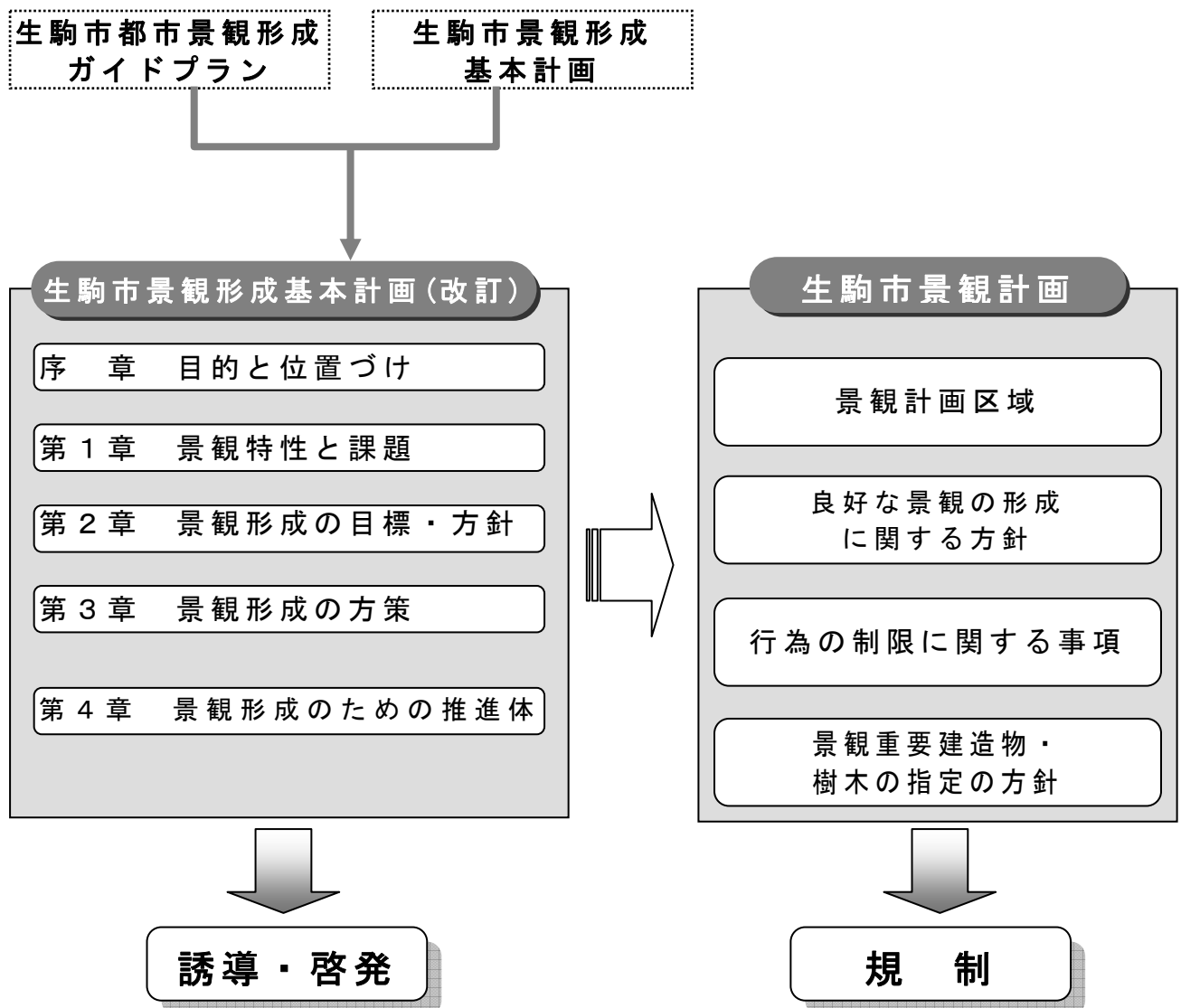
第3回景観計画専門部会

- ・景観と緑の関係について

3 生駒市景観計画の構成（案）について

景観計画の構成案については、第4回景観計画専門部会の中で下記右側の生駒市景観計画をまず策定することとした。

策定後、生駒市景観形成基本計画を策定することとなった。



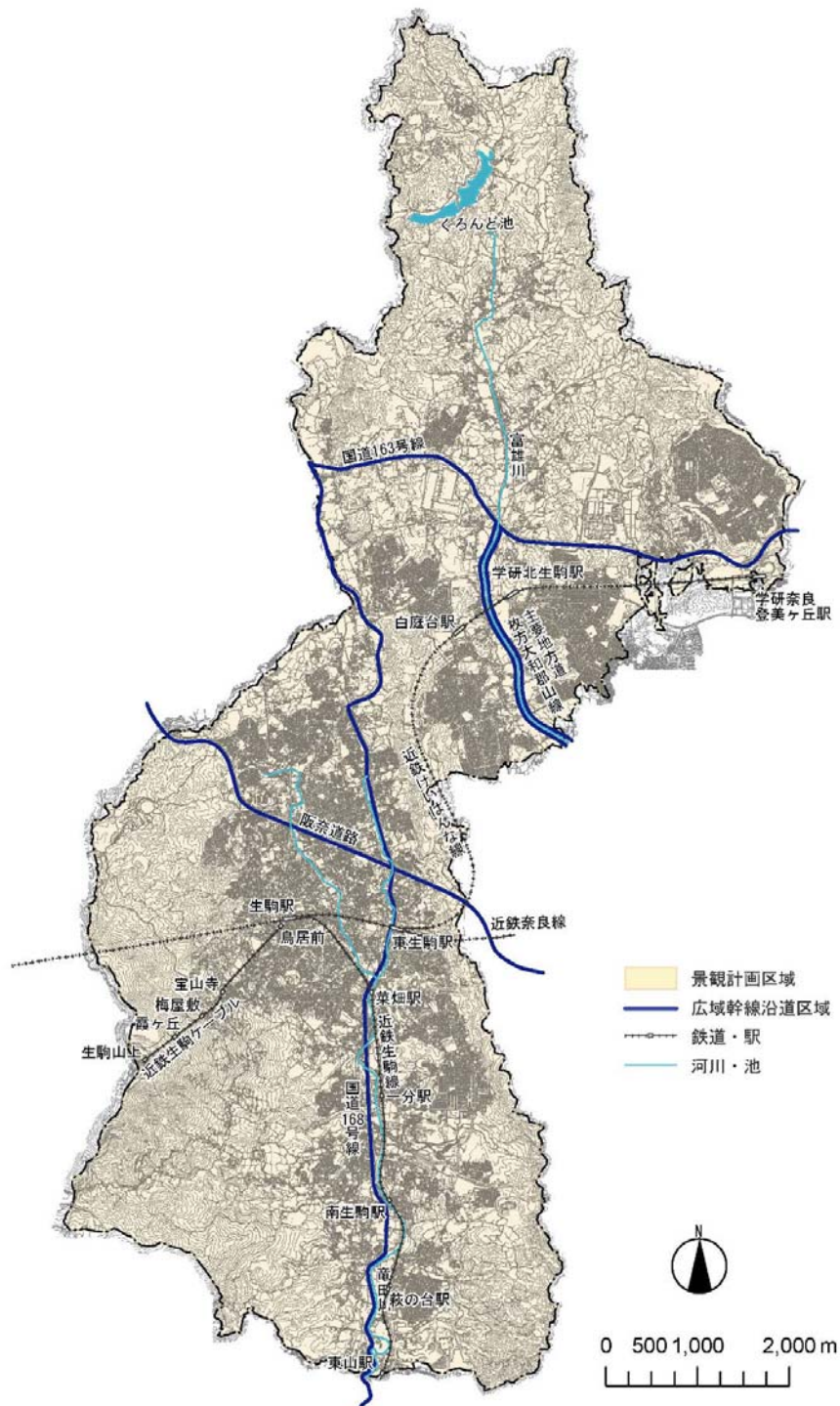
4 景観計画区域の設定について

景観計画区域の設定については、第5回景観計画専門部会の中で協議を行い、市域全体を景観計画区域にすることとした。

景観計画区域内の区分については、奈良県の景観計画に位置付けられている広域幹線沿道区域を設定し、他の区分については景観形成基準とあわせて検討することとした。

<生駒市景観計画区域案>

景観計画区域（市内全域）＋広域幹線沿道区域



○ 今後の予定

第4回景観計画専門部会で次のとおり景観計画の構成について決定し、第5回の景観計画専門部会で景観計画の区域を決めた。次回の部会で良好な景観形成のための行為の制限に関する事項を検討した後、良好な景観の形成に関する方針と景観重要建造物及び景観重要樹木の指定方針をまとめ、その後、景観条例案を策定していきたいと考えている。

景観計画に定めていく事項

景観計画の区域

- ・ 法第8条第2項第1号関係

良好な景観の形成に関する方針

- ・ 法第8条第2項第2号関係

良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

- ・ 法第8条第2項第3号関係

景観重要建造物及び景観重要樹木の指定方針

- ・ 法第8条第2項第4号関係

良好な景観の形成のため選択して定める事項

- ・ 法第8条第2項第5号関係

景観条例の制定内容

景観計画

- ・ 景観計画の内容
- ・ 景観計画への適合

景観法に基づく行為の規制等

- ・ 届出対象行為(法第16条第1項)

【必須届出対象行為】

- 一 建築物の建築
- 二 工作物の建設等
- 三 開発行為

【選択可能な届出対象行為】

- 一 土地の形質の変更
- 二 木竹の植栽又は伐採
- 三 さんごの採取
- 四 屋外における物件の堆積
- 五 水面の埋立て又は干拓
- 六 外観の照明

- ・ 勧告、命令に係る手続(勧告:法第16条第3項、命令:第17条第1項又は5号。)
- ・ 景観重要建造物・景観重要樹木:管理行為の内容等
- ・ 景観重要公共施設:占用の基準等
- ・ 景観審議会
- ・ …等

生駒市景観形成基本計画の策定

市民参加の実施について

都市計画マスタープラン及び景観計画の策定作業において、より一層市民参加、参画を図っていくとともに、両計画策定後のまちづくりについても市民との協働により推進していくため、まちづくりに興味がある市民の集まる場の提供も兼ね、前回の第4回策定委員会において、平成22年度は「(仮称)暮らしの景観・まちづくり研究会」を開催することとして提案していましたが、今回、策定委員会の学識経験者の皆様のご協力をいただき、

～みんなでつくる“まち・景観”～
「いこま塾」

を開催させていただくこととなりました。

この「いこま塾」では、市民の皆様一人ひとりが身近なまちづくり、良好な景観づくりを考えるきっかけになればと考えており、これまでのような一般公募ではなく、市民3,000人を無作為に抽出し、7月15日に別紙の案内を送付し、8月6日を期限に参加者の募集を行っています。

※ 8月3日現在の応募者数： _____ 名

～みんなで作る“まち・景観”～

「いこま塾」開催のご案内

日頃から、本市行政に対しましてご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、本市では、現在、将来のまちづくりや都市計画のための基本方針となる「都市計画マスタープラン」の見直しと良好な景観形成を促進するため「景観計画」の策定を都市計画マスタープラン及び景観計画策定委員会で検討いただいています。

このたび、策定委員会の先生方により、多くの市民の皆様にもまちづくりへの関心を持っていただき参画していただくことを目的に、これからのまちづくりについての講演を行っていただけることとなりました。

今回は、生駒市民 119,000 名の中から、3,000 名を無作為抽出させていただき「いこま塾」開催のご案内をお送りさせていただきました。

市民の皆様一人ひとりが身近なまちづくり、良好な景観づくりを考えるきっかけになればと考えておりますので、是非ともご参加くださいますようお願いいたします。

平成 22 年 7 月 15 日

生駒市長 山下 真

「いこま塾」の内容等は、裏面に記載しておりますのでご覧
いただきますようお願いいたします。

1 講座内容及び日時

- (1) まちづくりってなに？（都市計画とまちづくり） 平成22年9月26日（日）9時
講師：大阪府立大学大学院 増田 昇 教授
大阪産業大学 田中 みさ子 准教授
- (2) みんなでつくる 景観まちづくり 平成22年10月17日（日）9時
講師：近畿大学 久 隆浩 教授
- (3) 交通からはじめるまちづくり 平成22年11月28日（日）9時
講師：大阪大学大学院 松村 暢彦 准教授
- (4) みんなでつくる 緑のまちづくり 平成22年12月12日（日）9時
講師：大阪府立大学大学院 下村 泰彦 准教授
- (5) みんなでつくる 持続可能なまちづくり 平成23年1月23日（日）9時
講師：大阪市立大学大学院 嘉名 光市 准教授
- (6) わいわいがやがやまちづくり（これからのまちづくり）平成23年2月20日（日）9時
講師：近畿大学 久 隆浩 教授

2 場 所

生駒市役所 4階 大会議室

3 参加できる方

原則として、すべての講座に参加できるご本人様。

4 参加定員数

80名程度

参加申し込みが、多数となった場合、抽選とさせていただきます。

5 参加申込のご返送

同封の返信用はがきに必要事項をご記入のうえ、**平成22年8月6日（金）**まで（必着）にお送りくださいますようお願い申し上げます。

◇ お問合せ先 生駒市役所都市計画課 「いこま塾」事務局 Tel 0743-74-1111 内線 565
